

経営戦略の策定及び下水道使用料のあり方における答申の骨子について

1 はじめに

本市の下水道事業は、建設から維持管理、更新の時代へと移行していく状況を捉え、水道局との組織統合など、持続的な健全経営に向けた取組みを着実に実施しています。

そうした中、国では、将来にわたり安定的に事業を継続するため、「経営戦略」の策定を求めるなど、経営基盤の強化を図るよう促しています。

下水道事業を取り巻く環境が一層厳しいものとなり、主たる財源である下水道使用料の増加が見込めない状況にあつては、これまで以上に効果的、効率的に事業を実施していくとともに、中長期的な視点に立った経営を行い、自立した経営基盤を確立する必要があります。

2 審議の経過

開催日	内容
平成28年 7月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の下水道使用料改定の検証について ・ 公共下水道事業の経営状況について ・ 今後の下水道事業について <li style="padding-left: 2em;">経営戦略について <li style="padding-left: 2em;">B-DASH事業について
8月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略の策定及び下水道使用料のあり方について（諮問） ・ 下水道審議会傍聴基準について ・ 公共下水道事業建設（投資）計画について ・ 汚水量推計について ・ 公共下水道事業財政推計及び中長期財政需要見通しについて ・ 経営戦略の基本事項及び公共下水道事業財政計画（案）の考え方について

9月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略の基本事項等の検討について <li style="padding-left: 2em;">経営戦略の基本事項(案)について <li style="padding-left: 2em;">公共下水道事業財政計画(案)について <li style="padding-left: 2em;">下水道使用料の改定(案)について ・ 水洗化普及について
9月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申の骨子について

3 課題

- ・ 安定的な経営基盤の確立
- ・ 企業債残高の水準の引き下げ
- ・ 災害に備えた緊急時の財源
- ・ 水洗化の普及促進

4 経営戦略の策定

安定的な経営基盤を確立するため、今後の建設(投資)計画や財政需要見通しを踏まえ、中長期の事業運営の指針となる経営戦略の基本事項について、まとめました。

(1) 補填財源残高

平成37年度末の目標額は20億円が妥当と考えます。ただし、今回の下水道使用料算定期間である32年度末においては、10億円とすることが望ましいと考えます。

(2) 投資と借入れ

借入れを極力抑え、企業債残高を平成32年度までに類似団体と同水準とし、37年度まで取組みを継続するべきと考えます。原則として、37年度までは、汚水の企業債の借入額の上限を5億円とすることが妥当と考えます。

(3) 基金の設置

大規模災害に備え、基金を設置するべきと考えます。なお、基金の額は3億円が妥当であると考えます。

5 下水道使用料のあり方

平成25年の下水道使用料改定の結果を踏まえ、現行の下水道使用料体系について検証し、経営戦略の基本事項の達成に向けた下水道使用料のあり方

について、まとめました。

(1) 下水道使用料体系

現行の下水道使用料体系は適正であると考えます。

(2) 水洗化普及

今回の下水道使用料算定期間における水洗化率の設定は、総合計画後期基本計画の目標値である94.8パーセントが妥当と考えます。

(3) 下水道使用料の見直し

ア 見直しの方法

全排水量区分に公平な負担とすることが望ましいと考えます。また、今回の見直しについては、平均5パーセントを上限とすることが妥当と考えます。

イ 見直しの時期

平成29年4月のから見直しが望ましいと考えます。

ウ 見直し案

(単位：円)

区 分	排 水 量	現 行	見 直 し 案
基本使用料	4 m ³ 以下	350	365
第1水量区分	5 m ³ ～8 m ³	105	110
第2水量区分	9 m ³ ～20 m ³	115	120
第3水量区分	21 m ³ ～30 m ³	150	160
第4水量区分	31 m ³ ～50 m ³	200	210
第5水量区分	51 m ³ ～75 m ³	240	255
第6水量区分	76 m ³ ～100 m ³	245	260
第7水量区分	101 m ³ ～500 m ³	255	270
第8水量区分	501 m ³ ～3,000 m ³	265	280
第9水量区分	3,001 m ³ ～	275	290

(一般汚水：1か月当たり税抜き額)

6 附帯意見

- ・ 一定の期間経過後の経営戦略の見直し
- ・ 市民から理解を得るための努力
- ・ 負担の公平性を確保するための水洗化普及の努力